

北仲通北地区における都市計画提案を踏まえ、都市計画手続を進めます

都市再生特別措置法の規定に基づく都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域に指定されている北仲通北地区について、令和2年3月9日に株式会社大和地所及び住友不動産株式会社から同法第37条の規定に基づき都市計画の変更について提案（以下「提案」という。）がありました。

これを受けて本市では、横浜市都市再生評価委員会を開催し、本市のまちづくりの方針や都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域の趣旨並びに本地区の特性などを踏まえ、総合的に評価した結果、都市計画の変更を行う必要があると判断しました。

今後、提案を踏まえた横浜市の素案を作成し、都市計画市素案説明会の開催や市素案の縦覧、公聴会の開催など、都市計画手続を進めます。

1 都市計画提案の概要等

都市計画の種類及び名称	横浜国際港都建設計画地区計画の変更 北仲通北再開発等促進地区地区計画		
位置	中区海岸通及び北仲通地内	面積	約7.8ha
提案日	令和2年3月9日	提案者	株式会社大和地所、住友不動産株式会社
主な提案内容	【地区計画の目標】		
	横浜市都心臨海部再生マスタープランにおける、「国際ビジネス」、「ホスピタリティ」、「クリエイティビティ」の三つの視点から、都心機能の強化及び地区の結節点における連携強化が位置づけられていることなどを追加する。		
	【土地利用に関する基本方針】		
	文化芸術、観光、高規格な宿泊施設の誘導を追加する。		
	【建築物等の整備の方針】		
高規格な宿泊施設の立地を図ることを追加する。			
【地区整備計画】			
・地区施設に歩行者用通路を追加する。			
・地区の区分についてA-1地区、A-2地区を統合し、A-1・2地区に変更する。			
・A-1・2地区の建築物の容積率の最高限度を、600%から750%に変更する。			
・A-1・2地区の建築物の高さの最高限度を、一部、31mから45mに変更する。			

2 評価結果

本提案は、都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域の趣旨を踏まえ将来にわたり輝き続け、魅力あふれた世界都市の顔としての都心臨海部を形成するため、「世界が注目し、横浜が目的地となる新しい都心」の実現に向けた施策に取り組むものです。「横浜都心・臨海地域」のまちづくりを積極的に推進するためにも、提案された地区計画の内容に一部修正を加えた上で、地区計画の変更を行う必要があると判断します。

3 手続の流れ

今後、説明会や公聴会、案の縦覧等を行い、都市計画審議会での審議を経て、都市再生特別措置法の規定に基づき都市計画提案が行われた日から原則6箇月以内に変更告示を行うこととなります。

4 関連情報Webページ（建築局都市計画課）

都市計画提案について ※評価結果に関する資料はこちらです。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsudoku/teian/teian.html>

お問合せ先				
都市計画提案の内容について	都市整備局 都心再生課長	足立 哲郎		TEL045-671-3972
都市計画提案に係る手続について	建築局 都市計画課長	大友 直樹		TEL045-671-2663